

## 代理人入札と委任状との関係について

区分	委任状	備考
代表取締役社長が直接入札	不要	入札当日、社印及び代表者印を持参することが必要
代表取締役社長以外が入札 (代理人入札)	必要	<p>入札当日、実際に入札する者の印鑑（委任状に押印された印に限る）が必要</p> <p>＜例＞</p> <p>① 代表取締役 <input type="checkbox"/> 京都支店長      ② 京都支店長 <input type="checkbox"/> 京都支店営業 1 課○○</p> <p>と 2 段階の委任となる場合は、①、②の 2 種類の委任状が必要</p> <p>① 代 表 取 締 役      ↓ 委任状が必要</p> <p>② 支社長、支店長等      ↓ 委任状が必要</p> <p>入 札 参 加 者</p>

※入札、契約の締結等に関する権限の委任（申請書等の提出時に提出）

別記

第5号様式（その3）

委任状

商号又は名称 株式会社きょうと京都支店  
私は、受任者の職・氏名 支店長 京都一郎  
と定め、下記の権限を委任します。

代理人  
印鑑  
支店長印

委任事項

令和●年度京都府小児救急医療電話相談事業運営委託に係る入札、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関する一切の権限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委任状作成日を記入

京都府知事様

住所又は所在地 京都市中京区〇〇町△△2-1

（ふりがな）

商号又は名称 株式会社 きょうと

（ふりがな）

委任者の職・氏名 代表取締役社長 京都 太郎

きょうと  
京都

社印

代表  
者印

＜注＞「一般競争入札参加資格確認申請書」等の提出時に同時に提出すること。  
当委任状の提出があれば、審査申請書の申請者は受任者とする。

※入札及び見積りに関する権限の委任（代表取締役社長→営業部長）（入札日に持参）

別記

第5号様式（その4）

委任状

商号又は名称 株式会社 きょうと  
私は、受任者の職・氏名 営業部長 行政一郎  
と定め、下記の権限を委任します。

代理人  
印鑑

行政

を代理人

委任事項

令和●年度京都府小児救急医療電話相談事業運営委託に係る入札及び見積りに関する一切の権限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委任状作成日を記入

京都府知事様

住所又は所在地 京都市上京区〇〇町△△1-1

（ふりがな）

商号又は名称 株式会社 きょうと

（ふりがな）

委任者の職・氏名 代表取締役社長 きょうと たろう 京都 太郎

社印

代表者印

＜注＞入札日に持参すること。

※入札及び見積りに関する権限の委任（支店長→営業課長）（入札日に持参）

別記

第5号様式（その4）

委任状

商号又は名称 株式会社 きょうと  
私は、受任者の職・氏名 営業課長 行政二郎  
と定め、下記の権限を委任します。

代理人 印鑑 行政

委任事項

令和●年度京都府小児救急医療電話相談事業運営委託に係る入札及び見積りに関する一切の権限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委任状作成日を記入

京都府知事様

住所又は所在地 京都市中京区〇〇町△△2-1

（ふりがな）

商号又は名称 株式会社 きょうと 京都支店

（ふりがな）

委任者の職・氏名 支店長

きょうと

京都

一郎

支店印

支店長

印

＜注＞入札日に持参すること。

なお、支店長から入札代理人に委任する場合には、その前提として、入札、契約の締結等に関する権限の委任状があることが条件となる。